

本橋プロジェクト

NO.11 2024年1月26日発行

JR 東海労働組合新幹線地本プロジェクト

発行責任者 齊藤孝紀

本橋出向取り消し裁判結審！

判決は3月13日13時10分

1月24日、東京地裁で本橋出向取り消し裁判の最終口頭弁論が行われました。本橋さん原告の最終準備書面と被告会社の最終陳述書面が提出され結審（判決までの最終口頭弁論）となりました。原告側の最終準備書面では、改めて本件出向命令が違法・無効であることを主張しました。

すなわち「出向問題の法的出発点が、『使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことできない』と定める民法625条1項に求められることは、論を俟たない。」とし本人の承諾もないし、JR東海労との54歳以上原則出向の協約もないし、さらに不当労働行為に該当すること。また「『出向命令はその必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合』には、違法・無効となる（労働契約法14条）」からして本件出向命令は違法・無効だということです。

報告集会で意義と成果を確認！

この日の口頭弁論には多くの組合員・OBが参加し、報告集会では本橋裁判の意義と成果を確認しました。地本伊藤委員長からは「2月から3月に連続して判決が出る。力合わせて最後まで勝利を目指して頑張ろう」と挨拶されました。その後本部淵上委員長、仲田弁護士、伊藤OB会副会長から、そして本橋さん原告本人から決意と挨拶を受け、これまでにすでに勝ち得た成果を確認して散会しました。

結集しよう！ 年休裁判控訴審判決（2月28日13時15分） 淵上裁判判決（3月8日11時30分） 本橋裁判判決（前記）